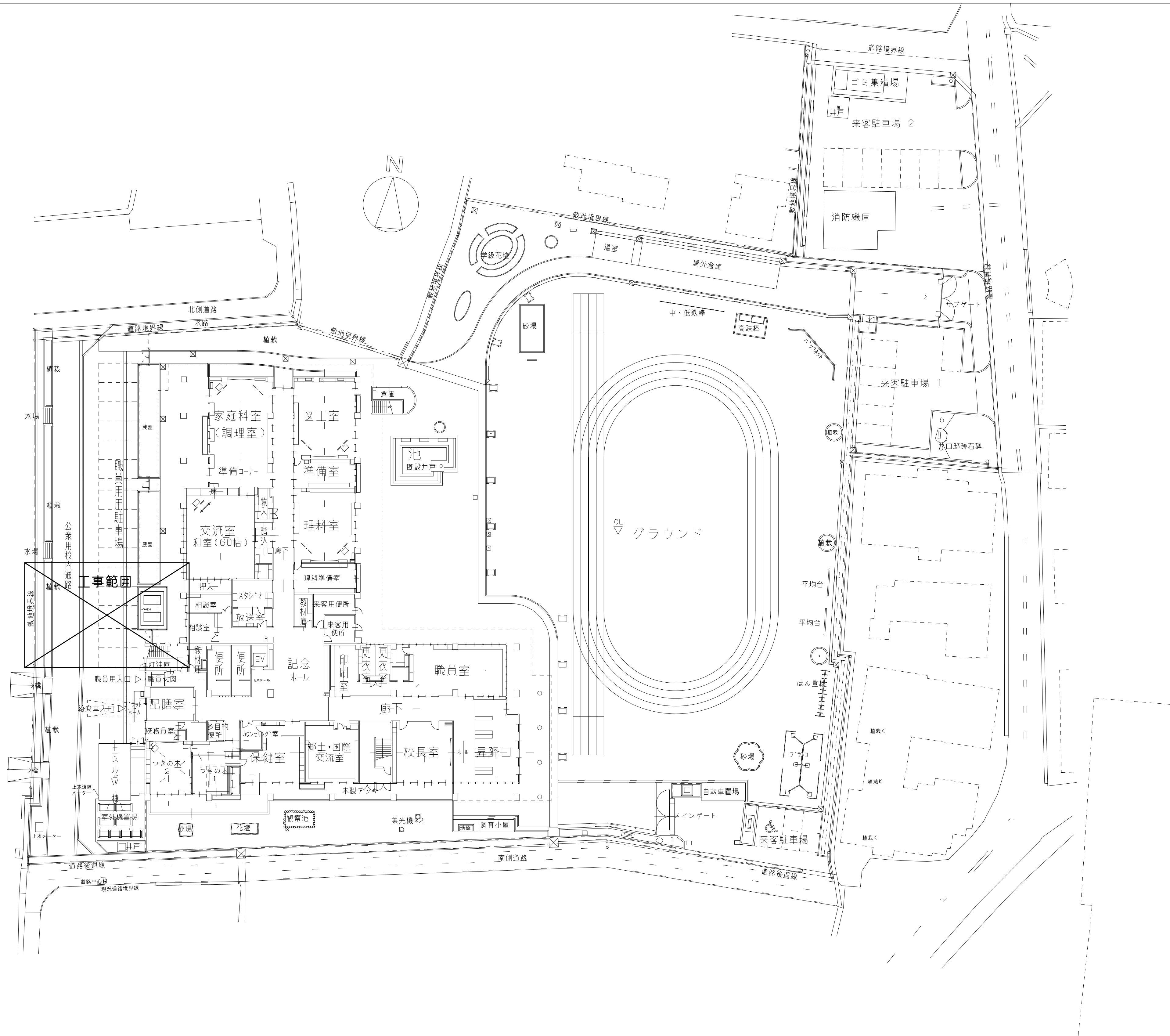


機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書									
工 事 名 称	富永小学校バルク貯槽改修工事								
	工 事 場 所 長浜市高月町井口								
工 事 期 間 契約締結日の翌日より150日間									
工事概要説明 地下式埋設バルク貯槽を撤去し、地上式バルク貯槽の新設を行う。									
※該当工事には適用欄に○印を附す。									
適用	No	工 事 種 目		工 種		備 考			
	1	受水設備			新設	改修	解体		
	2	給水設備							
	3	排水通気設備							
	4	衛生器具設備							
	※ 5	ガス設備			○			地下式埋設バルク貯槽を撤去し、地上式バルク貯槽の新設を行う。	
	6	消火設備							
	7	給湯設備							
	8	し尿浄化槽設備							
	9	換気設備							
	10	排煙設備							
	11	暖房設備							
	12	冷房設備							
	13	空調調設備							
別途工事									
機械設備工事仕様書									
1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官房官庁官務部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準工事の最新版による。									
建物概要	No	名 称	構造	床面積(㎡)		延面積(㎡)		備 考	
	1			1階	2階				
計									
項目		特 記 事 項							
適用 項目	一般共通事項の扱いは、※印を付したものを適用する。								
※ 1 施工基準	イ 本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書、図面及び共ににより完全に施工する。 なお、上記相互間に相違のある場合の優先順位は記載の順序とする。 ロ 必要な関係諸官庁への申請手続き等は、全て請負人の負担とする。 ハ 本図は工事の大意を示すものであるから、詳細位置等については監督職員と打合せの上、その指示に従い施工する。 ニ その他関係諸法規に基づき完全に施工する。 国土交通省大臣官房官庁官務部監修機械設備工事監理指針（最新版）に準ずる 施工に際し、施工手引き書である機械設備工事施工チェックシートに従う。								
※ 2 監理指針									
※ 3 施工監理	竣工時に完成図を作成し、2部製本の上、提出する。（CADデータ共）								
※ 4 完成図									
※ 5 工事写真	図に 分 分類・規格 撮影枚数 部数(本ガ1枚に付) 備 考 着工前 カラ・サビ・シ 3・(5) 7 3 状況によつた写真 工事中 カラ・サビ・シ 6・(10) 20 1 必要に応じ 完成時 カラ・サビ・シ 3・(5) 7 3 定期提出 カラ・サビ・シ 2 月末報告用 完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。工事写真は全て工事写真帳に貼付け提出する。 写真撮影は、国土交通省大臣官房官庁官務部監修「工事写真撮影ガイドブック」に準ずる。 請負人は、建設業法で定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し、技術管理に当ると共に建築主体工事、電気設備工事、その他関連工事についてその施工者と密な連絡をとり全工事に支障なき様施工する。								
※ 6 技術管理	各種下請業者、機材材料等限内で供給できるものについては、極力市内業者、市産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 適用工事種別 ・ 配管施工：1級 ・ 熱絶縁施工：1級 ・ 冷凍・空調調和機施工：1級 ・ 建築板金施工 ※ 9 検査合格書等 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書または保証書及びその写し各一部を提出すること。なお、責任施工のものとは、請負契約者、施工下請業者、材料製造所連名書とする。 ※ 10 建築工事と取合いの既取合 工事中の部分的梁・壁・床の貫通部補強及び仕上部分の軽量鉄骨天井下地、間壁下地の開口部補強は建築工事として事前に施工図を作成し、監督職員、工事業者承認の上とする。 ※ 11 既設設備関係 施工に際し、既設内容、取合いをよく調査すると共に既設施設の担当者と十分協議を行い、その機能を低下せしめてはならない。 ※ 12 公害対策 工事着手前に付近の状況を調査し、公害対策は工事竣工まで講ずること。 ※ 13 建設副産物の適正処理 請負人は、建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、建設副産物の発生の抑制および再利用の促進に努めること。 ※ 14 産業廃棄物の処理等 請負人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並び、マニフェストシステムにより的確に実施することとし、事前に監督職員に施工計画書を提出し、承諾を得ること。 ※ 15 発生材の処理 引渡を要するもの： ※ 16 石綿含有建材の事前調査制度 1. 石綿障害予防規則および大気汚染防止法に基づき、石綿に係る事前調査結果の報告(石綿事前調査結果報告システム等を利用)を行うこと。（報告先：労働基準監督署、環境事務所） 2. 調査結果は公害の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 掲示板サイズ： A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上 3. 監督職員に調査の結果を報告し、設計図面と内容が異なる場合は協議を行うこと。 4. その他 調査範囲 ○当該施工範囲 ・ 図示 貸与書類 ○建設当初図面 ・ 石綿調査報告書								
※ 17 保険等	請負人は、工事目的物に付する工事保険や労働災害保険及び第三者への対人賠償、対物賠償の損害を保証できる保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。 また、工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。 ※ 18 監督職員事務所 規模 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号 ・ 5号 ・ 設けない 備品 机、いす、書棚、黒板、製図板、ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、請負者加入電話の子機、衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器等監督職員の指示による。 ※ 19 安全対策 工事車輛の出入りについては、危険防止に努めること。又、必要に応じて交通整理員を配置すると共に、近隣家屋に騒音、振動等公害発生のおき構留意し、全般に支障なき様万全の策を講ずること。 また、施設運営についても、担当者と協議を行い支障なき様に努めること。 ※ 20 統括安全衛生管理義務者 労働安全衛生法第30条第2項の統括安全衛生管理義務者は、（建築工事 電気設備工事 機械設備工事）の請負人を指名する。								
項目	項目	特 記 事 項							
21 別途工事との連絡協議	請負人は、工事別の業者間で互いに連絡をとり、定期的に協議会を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取合について図示あるも、施工時に必要に応じ協議を行い連絡を密にすること。								
※ 22 シンナー等の保管管理	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止すると共に、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。								
※ 23 フロンの回収等	冷凍にフロンを使用している機器の撤去においては、メーカー等によりフロンガスを全量回収し、大気放出をしない処理を行うこと。 また、施工に当たっては特定フロンを使用しない材料、工法を用いないこと。								
※ 24 工事計画の作成登録	請負人は、工事実績情報(CORINS)の登録を行い、(財)日本建築情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを提出すること。								
※ 25 施工体制点検	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、請負者は市担当者が行う施工体制点検を受けなければならない。また、指図ある施工体制の不備は速やかに是正し、担当者に報告すること。								
※ 26 過積載の防止措置	請負人は過積載等の違法運行防止を図り、道路交通法を遵守すること。								
※ 27 技術検査	工事施工途中において、適宜中間技術検査を実施する。								
※ 28 施工上の留意事項等	イ 液化石油ガス設備工事を施工するものは、特定液化石油ガス設備工事事業者であること。 ロ 液化石油ガス設備工事の作業に従事する者は、液化石油ガス設備士であること。 ハ 液化石油ガスの各種検査は、供給者または保安機関の検査を受け合格すること（記録紙および検査写真を提出すること）。 ニ 給水配管の接合剤は、上水道用の接合剤とする（継手指定品を除く）。 ホ 地中埋設の鋼管類は防食処理を行う。また、コンクリート貫通箇所はプラスチックテープを巻きモルタル埋める。 ヘ 建物内埋設配管は全てスラブより吊るものとし、その要領は共用の屋内配管の支持要領に準ずる。 ト 暖房給湯設備における試運転用油量は、オイルストレージタンクの1/3以上とする。 チ 空調調設備における仕切弁については、100A以上はバタフライ弁(JIS10K)とする。 リ 排水溝、汚水溝、浄化槽と硬質強化ビニル管の接続部は砂付き加工の工場製品を使用し、漏水防止を図る。 ヌ 機械設備工事内で電気設備を含む場合には、別途電気設備工事に全て準ずる。 ル 機器の据付、配管支持については、「建築設備耐震設計施工指針」を参考とする。 ロ 風量調整ダンパー、防排煙ダンパー類は、全て工場製品とし、(財)日本建築センターの防災認定マークを貼付されたものとする。 ワ 配管には空気がだまりの無いように施工し、図示以外で施工必要箇所には自動空気抜き弁を取付ける。 カ 保温工事については、極力設置費保温冷事業協同組合等県内業者とする。 コ 当該工事において、既設配管、既設埋設配管があった場合は監督職員の指示により、迂回等の工事を行い、軽微なものは本工事内とする。 また撤去工事は特に既設配管の先行を確認の上、安全に処理する。 「再生資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）に定められている「再生資源利用計画書（実施書）」および「再生資源利用促進計画書（実施書）」を指定日までにF Dにて提出のこと。 ノッチタンク等の配置により、濁った水等を敷地外に排水することのないよう処理すること。								
29 再生資源利用計画書	低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用すること。								
※ 30 工事用排水	本工事については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」および設置費の実施に関する指針を遵守し施工すること。 施工にあたっては、本工事にかかわる関係各官庁に関する一切の申請・協議書類作成ならびに、手続きを遅滞なく行うこと。また、それに必要な費用はすべて請負者の負担とする。 本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、使用料金等は引渡し日まで原則として請負人の負担とする。 イ 「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」(H28.7.1)に従い現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、監督員に請負人との直接的な雇用関係の確認出来るもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに「現場代理人等変更届け」を提出し同様 の 確認を受けなければならない。 ハ 主任（監理								



機器表（新設）

記号	名 称	仕 様	台数	設置場所	備 考
	LPGバルクタンク	・地上式 ・機型 ・充填ガス量980kg	1	屋外	落雪対策用上屋 既設活用
		・温水式ペーバリザー・温水熱源・その他標準付属品共			コンクリート土間解体後

機器表（撤去）

記号	名 称	仕 様	台数	設置場所	備 考
	LPGバルクタンク	・地下設置式 ・横置円筒型 ・充填ガス量980kg	2	屋外	落雪対策用上屋 解体復旧
		・その他標準付属品共			コンクリート土間解体復旧
					製造：中国工業㈱

